

(平成26年1月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は5万4,000円、同年12月12日は18万3,000円、16年12月10日は22万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万4,000円、申立期間②は18万3,000円、申立期間③は22万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日について、A社は、「賞与は、役員・従業員にかかわらず、全員同じ日に支給している。」と回答していることから、同僚のオンライン記録により、申立期間①は平成15年7月25日、申立期間②は同年12月12日、申立期間③は16年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年8月27日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたが、保険料徴収権の時効成立後の届出であったため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において130万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったので訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年8月27日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたが、保険料徴収権の時効成立後の届出であったため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において200万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額については150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったので訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年8月27日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたが、保険料徴収権の時効成立後の届出であったため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったので訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年8月27日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたが、保険料徴収権の時効成立後の届出であったため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において90万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったので訂正の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8259

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は40万円、申立期間②は32万円、申立期間③は25万円、申立期間④は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 7 日
② 平成 20 年 7 月 4 日
③ 平成 21 年 12 月 11 日
④ 平成 22 年 8 月 3 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与を支給され、保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給一覧表及び申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は40万円、申立期間②は32万円、申立期間③は25万円、申立期間④は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から④までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月18日から29年4月1日まで
② 昭和34年2月1日から43年4月1日まで

A社で昭和27年5月1日から30年6月末日まで勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B社で34年2月1日から45年4月末日まで勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚の証言により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が「A社には事務員は自分しかおらず、社会保険事務は自分が担当していたと思うが、自分の分も含めて厚生年金保険の届出及び保険料控除については記憶が無い。」と証言しているところ、A社の複数の同僚も、「A社の事務員は申立人しかいなかった。」、「厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨証言をしている上、商業登記簿により、同社は、昭和42年10月*日に解散していることが確認でき、申立期間①当時の事業主（申立人の当時の夫）は既に死亡しているため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、当該期間においてB社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会し、回答のあった同僚二人の証言から判断すると、申立

人が当該期間のうち、少なくとも昭和 38 年 11 月 1 日以降の期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和 45 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主（申立人の当時の夫）は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上述の複数の同僚に照会しても、申立人が、昭和 38 年 11 月 1 日より前の期間において、同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立期間②当時の上記申立人の夫のC社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から判断すると、申立人が被扶養者でなくなった日は確認できないものの、昭和 38 年 7 月 25 日から健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私が 20 歳になった時に、父から厚生年金保険に加入させると聞いた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和 60 年 4 月 * 日に解散しており、申立期間当時の事業主及び当該事業主の子である後継事業主は既に死亡している上、当該後継事業主の妻は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、申立人が 20 歳になった時に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得させると上述の後継事業主である父から聞いた旨述べているが、当該後継事業主は既に死亡している上、後継事業主の妻は、「そういった話について、全く記憶に無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「私はA社の事業主の家族だったので、給与自体が無かった。」旨回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 12 月

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者であることは確認できるが、同社は、「申立期間の賞与及び当該賞与に係る厚生年金保険料控除が確認できる賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立期間当時の届出及び納付義務の履行については不明である。」と回答している上、申立人の居住地を管轄するB市は、申立期間当時の市民税等の課税関係資料について、保存期限経過のため保管していないと回答していることから、申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る賞与について確認するため、申立人に賞与支給に係る情報の提供を求めたものの、賞与については現金支給であり、申立期間当時の家計簿等の資料を保管していないとしていることから、申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までにおいて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月頃から26年3月頃まで

A事業所で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所で働いていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は昭和34年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に同事業所を運営していたB社は、「当時のA事業所に係る資料は保管期限を経過し、廃棄しているので、申立人について、詳細は不明である。」と回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の全部又は一部の期間が厚生年金保険の被保険者となっており、所在の確認ができた7人に照会を行い、2人から回答があったものの、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の同事業所における勤務について確認できない。

さらに、申立期間における上記被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 22 日から 40 年 9 月 12 日まで

A社がB県で経営していたC事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社について、当時の事務所の場所及び職場の状況などを詳細に記憶しており、その内容は同僚の証言とおおむね一致している上、申立人の雇用保険の記録において、事業所名は不明であるが、申立期間における被保険者記録が確認できることから判断して、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の後継会社であるD社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、A社の元事業主に確認したものの、当時のことを記憶していないため、申立人について、詳細は不明である。当時の社会保険事務の取扱いについても不明である。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が名前を挙げる自身と同じ職種の同僚6人及び異なる職種の同僚1人の計7人については、いずれもA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚7人のうち1人は、「申立人とC事業所で一緒に勤務していた。申立人と私は同職種だったが、厚生年金保険料の控除については記憶に無い。」と回答している上、残る6人は、回答が得られない又は当人を特定できないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時に、健康保険被保険者証を使い、医療機関で診療を受けたと主張しているものの、当該医療機関の名称については記憶しておらず、事実関係を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。